

[資料] 宇部市災害弔慰金の支給等に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和四十八年法律第八十二号、以下「法」という。）及び同法施行令（昭和四十八年政令第三百七十四号。以下「令」という。）の規定に準拠し、自然災害又は災害により被害を受けた市民に対し、災害弔慰金及び災害見舞金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- 一 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- 二 市民 災害又は火災により被害を受けた当時、宇部市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害弔慰金の支給)

第三条 市は、市民が令第一条に規定する災害（以下第五条から第七条まで第十条及び第十一条において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

第四条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第三条第二項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- 一 死亡者の死亡当時において、その者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。
- 二 前号の場合において、同順位 of 遺族については、次に掲げる順序とする。
 - イ 配偶者
 - ロ 子
 - ハ 父母
 - ニ 孫
 - ホ 祖父母
- 三 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄

弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくして同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

- 2 前項の場合において同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前二項の規定により難しいときは、前二項の規定にかかわらず、第一項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前三項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第五条 災害により死亡した者一人当たりの災害弔慰金の額は、その者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては五百万円とし、その他の場合にあつては二百五十万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に第十条、第十一条及び第十二条に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第六条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第四条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第七条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

- 一 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- 二 令第二条に規定する場合
- 三 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別な事情があるため、市長が支給を不適當と認めた場合

（支給の手續）

第八条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき理由があると認めるときは、市規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

(災害見舞金等)

第九条 市は、市民が令第一条に規定する災害以外の災害又は火災により死亡したときは災害弔慰金を、災害又は火災により住居に損失を被つたときは災害見舞金を、別に市規則で定めるところにより、五万円の範囲内で支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の支給)

第十条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治つたとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第十一条 障害者一人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては二百五十万円とし、その他の場合にあつては百二十五万円とする。

(準用規定)

第十二条 第七条及び第八条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

(災害援護資金の貸付け)

第十三条 市は、令第三条に掲げる災害(以下次条において単に「災害」という。)により法第十条第一項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第十条第一項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第十四条 災害援護資金の一災害における一世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

一 療養に要する期間がおおむね一月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね三分の一以上である損害(以下「家財の損害」という。)がなく、かつ、住居の損害がない場合 百五十万円

ロ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 二百五十万円

ハ 住居が半壊した場合 二百七十万円

ニ 住居が全壊した場合 三百五十万円

二 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 百五十万円

ロ 住居が半壊した場合 百七十万円

ハ 住居が全壊した場合（ニの場合を除く。） 二百五十万円

ニ 住居の全体が滅失又は流失した場合 三百五十万円

三 第一号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「二百七十万円」とあるのは「三百五十万円」と、「百七十万円」とあるのは「二百五十万円」と、「二百五十万円」とあるのは「三百五十万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、十年とし、据置期間は、そのうち三年（令第七条第二項括弧書の場合は、五年）とする。

（保証人及び利率）

第十五条 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年三パーセント以内で市長が定める率とする。

3 第一項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第九条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第十六条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第十三条、第十四条第一項及び第十六条並びに令第八条、第九条及び第十二条の規定によるものとする。

（委任）

第十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

（昭五七条例五四・旧第十四条繰下）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十年三月二十六日条例第十五号）

この条例は、昭和五十年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十年十月十七日条例第三十四号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十二年二月二十八日条例第一号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五十三年六月三十日条例第二十六号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は昭和五十三年一月十四日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第十一条第一項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和五十五年三月二十七日条例第十四号）

この条例は、昭和五十五年四月一日から施行する。

附 則（昭和五十六年十月十五日条例第二十二号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は昭和五十五年十二月十四日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第十一条第一項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（昭和五十七年十二月二十四日条例第五十四号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第十条、第十一条及び第十二条の規定は、昭和五十七年七月十日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則（昭和六十二年三月二十七日条例第七号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第十四条第一項の規定は、昭和六十一年七月十日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成三年十月二日条例第三十一号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第五条の規定は平成三年六月三日以後に生じた災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第十一条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった市民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第十四条第一項の規定は同年五月二十六日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（平成二十三年九月三十日条例第二十号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第四条第一項の規定は、平成二十三年三月十一日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則（平成三十一年三月二十九日条例第九号）

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の宇部市災害弔慰金の支給等に関する条例第十五条及び第十六条第三項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年十月七日条例第十二号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇部市災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、令和元年八月一日から適用する。